

相続ニュース

Vol.0086

2015年10月20日(火)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

ジュニアNISAとは

はじめに

未成年者向けのジュニアNISAの口座開設が来年2016年1月から始まります。教育資金作りの一種として、非課税で長期間運用できるのが特徴です。野村アセットマネジメントの試算によれば、口座開設が開始1年で約150万口座に上るといい、関心は高まっています。ただ、成人向けのNISAとは異なる部分が多く、制度などをよく理解する必要があります。

ジュニアNISAとは

ジュニアNISAとは親や祖父母が、口座開設者である子供に代わり、株式や投資信託などに投資します。株主などの売却益や配当金は5年間にわたって非課税となります。また、年間に80万円まで、総額400万円投資ができ、子供が20歳になるまでは非課税のまま、保有することができます。

ジュニアNISAを利用した贈与

ジュニアNISAで運用する際の資金は親や祖父母らから子供への贈与となります。年間110万円までなら課税されずに贈与することができるため、ジュニアNISAに最大80万円を贈与しても贈与税が課されることはありません。

利用における注意点は？

ジュニアNISAの利用における注意点としては、口座開設者である子供が18歳になるまでは、原則として口座から資金を引き出すことができません。災害などやむを得ない場合を除き、18歳未満で口座から資金を引き出した場合には非課税だった売却益などが課税対象になってしまい、ジュニアNISAのメリットがなくなってしまいます。またあくまでも投資であるため損失が出る可能性もあり、仮に損失が生じても、他の口座で得た売却益や配当などとは損益通算できません。

おわりに

ジュニアNISAは株式投資であるため、損失が発生する可能性がゼロではありません。しかし、高配当銘柄や業績の安定している銘柄、投信を選択すればメリットを享受することができます。また、将来、親子で何に投資するのか、など子供のうちから経済に興味を持つきっかけとなるかもしれません。

